

## 第 22 回定時株主総会（2023 年 6 月 16 日開催）のライブ配信を視聴された

### 株主の皆様から寄せられたメッセージ及び当社の回答について

2023 年 6 月 21 日

株式会社日本取引所グループ

番号	メッセージ	当社の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役候補者に若手を含めるなどして、年齢の観点からも取締役会のダイバーシティの充実化を図るべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社において取締役候補者の人選を行う際には、多様なステークホルダーからの意見を経営や市場運営に反映するために、年齢のみならず、職歴・国際性・ジェンダー等のあらゆる要素を総合的に考慮しつつ、多様性を備えた取締役会構成となることを目指しております。</li> <li>将来的な取締役会の構成に関しては、いただいたご意見も踏まえて、指名委員会で検討していきたいと考えております。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性役員の登用について、今後の方針を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社で初の女性執行役として、2022 年 4 月に林氏が広報・IR 担当に就任いたしました。</li> <li>当社では、いわゆる「総合職」の女性の採用を始めたのが 2000 年からであり、まだ社内から登用された女性の役員は現状 1 名ではございますが、今後の役員候補となる部長級には女性 4 名が登用されており、早期の役員登用に向けて役員候補者の育成に努めております。</li> <li>また、女性の幹部社員育成のため、ジョブローテーションを通じた OJT に加え、国内外への留学派遣、他社へのトレーニー派遣などを積極的に行っており、チームを率いる女性管理職も着実に増えてきております。育児や介護と、仕事との両立を実現できる環境整備も並行的に進めることで、女性にとって働きやすく、キャリアアップも実現できる職場づくりについて、引き続き推進してまいります。</li> <li>女性活躍の推進に向けた目標や取組については、以下のページもご参照ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「4. 女性活躍推進」 - 全ての社員の活躍に向けて（ダイバーシティ・人材育成・働き方改革への取組み）</li> </ul> <a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/employee/">https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/employee/</a> </li> </ul>

番号	メッセージ	当社の回答
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社外取締役について、通算の在任期間が8年を超えない者であることを原則としているのは、どのような考え方によるものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の独立社外取締役の在任期間の上限については、当初10年としておりましたが、独立社外取締役による監督機能の実効性を向上させる観点から、国内外の各種基準や他社事例等を参考に、2021年より8年に改めました。当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」において規定しております。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子提供措置事項も含めて株主総会資料を書面で交付することは、紙媒体の縮減という電子提供制度の趣旨に反しているのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子提供制度が適用される初めての定時株主総会であることを考慮し、株主の皆様の混乱防止のため全ての株主に対し株主総会資料を書面で交付させていただきましたが、ウェブサイトのみに掲載する交付書面への記載省略の範囲も広げることで、紙資源の節約にも一定の配慮を行っております。</li> <li>・ 来年以降の株主総会資料に関しては、制度の定着や実務の動向等も踏まえて検討する予定です。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主優待制度の継続を期待している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社のIR活動の中で、機関投資家を中心に株主優待制度を廃止すべきとのご意見をいただいておりますが、現時点で、株主優待制度について、廃止や変更を決定したような事実はございません。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社株式に対する敵対的買収の提案や買い占め等があった場合、どのような対応・対策をとることを考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社としては、各種施策を通じて企業価値を高めるとともに、株主還元を積極的に行っていくことで、当社の経営方針について株主の皆様のご理解をいただけるよう取り組んでおります。なお、金融商品取引所持株会社である当社の株式については、金融商品取引法上、議決権の保有制限等の規制がございます。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子上場はガバナンス上問題があると思うが、なぜ認めているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子会上場については、一般論で言えば、かねてより、大企業グループの中で社内ベンチャーへの成長資金の供給を通じて、日本の産業育成に寄与してきた実績があるものであり、また、諸外国においても、子会上場自体を禁止している国はないと認識しております。一方で、ご指摘のように、親会社と子会社の少数株主との間で利益相反が生じるおそれも考えられます。そのため、子会社について、上場可としつつも、子会社の少数株主保護に十分に留意していくことが適当と考えております。</li> </ul>

番号	メッセージ	当社の回答
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東証では、以前より少数株主保護を図ってきている所ですが、さらなる改善に向けて議論を行うために2020年に研究会を設置し、情報開示の充実やガバナンス体制の整備などについて、検討課題や対応の方向性を「中間整理」としてとりまとめました。その後、コーポレートガバナンス・コードの改訂や法定開示に関する議論の進展があったことから、本年、研究会を再開し、その状況を踏まえて議論を重ねているところです。</li> <li>・ 今後、親子関係がある上場会社の情報開示におけるポイントの整理や、同様の観点から開示対象とする会社の範囲拡大について検討を進めるほか、そういった会社のガバナンスの在り方についても議論を深めていくことを予定しています。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PBR 1倍割れの上場企業に対して是正要請をされたが、是正しない企業について、将来的にプライム市場から外すなど、何らかのペナルティを課す考えはあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「PBR 1倍割れ」の状況は、一般に、資本収益性や成長性といった点で課題があることを示しており、日本の株式市場の現状を示唆しているとも考えられます。</li> <li>・ 一方で、今回の要請の主眼は、あくまでも、個々の上場会社が持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営者が自ら、資本コストや株価を意識することの必要性を認識した上で、投資者と建設的な対話をしながら、十分な取組みを検討・実行することを促すところにあり、PBR 1倍を超えることだけを目的としているものではありませんし、1倍を超えればよいというものでもありません。そのため、今回の取組みにおいては、PBR 1倍割れかどうかによってプライム市場から外すかどうかを変えるようなことは考えておりません。</li> <li>・ また、今回の要請は、従来からコーポレートガバナンス・コードで示してきた、「資本コストを意識した経営」のプリンシプルの実質が高まることを目指した取組みです。一足飛びに義務化するのでは却って形式的な対応を招く恐れもあることから、まずは、コードの原則主義に基づき、上場会社の自発的な意識変革を期待しているところです。</li> <li>・ 今後も、上場会社の状況をフォローアップし、取組みの進展に向けて努力してまいりたいと考えております。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会招集通知の表紙について、ライブ配信の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会招集通知は、記載事項を含めて会社法で規制されている書類であるため、東証でその内容や様式を規定するものではございませんが、株主総会の意義に合致したより良い株主総会が望まれ</li> </ul>

番号	メッセージ	当社の回答
	有無など記載事項を規定していただきたい。	ることを踏まえて、今後も、必要に応じて関係各所との連携などを図ることに努めてまいりたいと考えております。

以 上